

令和4年度

「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

全日本トラック協会及び岡山県トラック協会では、国土交通省自動車局長の要請を受けて「自動車点検整備推進運動」を下記のとおり実施いたします。

会員各位におかれましては、趣旨をご理解の上、本運動にご協力下さいますようお願いいたします。

記

1. 目的（抜粋）

大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止や、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められている。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠である。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

2. 実施期間

全国統一強化月間 令和4年9月1日（木）～9月30日（金）

地方独自強化月間 令和4年10月1日（土）～10月31日（月）

3. 実施内容と周知方法

(1)実施項目

①「大型自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

「岡山トラック輸送情報」やウェブページを活用し、大型トラックのホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

ア 法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

| 点検箇所 | | 点検時期 | |
|-------|---------------|------------|----------|
| | | 3ヶ月点検 | 12ヶ月点検 |
| 原 動 機 | 燃料装置 | 燃料もれ | 同左 |
| 電気装置 | 電気配線 | 接続部の緩み及び損傷 | 同左 |
| 制動装置 | ホース及び パイプ | 漏れ、損傷及び取付状 | 同左 |
| | ブレーキ・ チャンバ | ロッドのストローク | 同左 機能 |

イ 貨物運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、重点点検期間中（9月1日～11月30日）、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施する。なお、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向があることから、重点点検期間中に冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することが望ましい。

②「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知する。

③「DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」

確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装置車両の正しい使用方法についての周知を図る。

(2)周知方法

- ①全ト協及び岡ト協の機関誌及びウェブページに掲載し会員事業者への周知を図る。
- ②適正化指導員による巡回指導の際に、各事業所へ啓発・指導を実施する。

4. 報告

「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」に関して9月～10月における実施状況を別紙1により報告願います。

岡山県トラック協会 指導課 行き

FAX:086-234-5600

事業者名

令和4年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

| | 9月 | 10月 |
|-----------------------------|----|-----|
| エア・クリーナを清掃した車両数(①) | 台 | 台 |
| エア・クリーナを交換した車両数(②) | 台 | 台 |
| エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③) | 台 | 台 |
| 点検を実施した車両総数(①+②+③) | 台 | 台 |